

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年六月十八日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：A市長

諮問日：令和6年9月11日

(令和6年度諮問第5号)

答申日：令和8年6月3日

(令和8年度答申第3号)

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年10月2日付けで審査請求人から提起のあった、同年7月1日付けでA市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、下水道事業受益者負担金の賦課決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

令和6年8月9日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）第3の1に記載のとおりである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

令和6年9月11日付け諮問説明書

##### (1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

##### (2) 考え方の理由

###### ア 認定事実

審理員意見書記載内容のとおりである。

###### イ 判断

審理員意見書記載内容のとおりである。

###### ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却すべきと考える。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書における理由

##### (1) 論点整理

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条第1項は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる旨規定しており、同条第2項は、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については市町村が負担させるものにあつては市町村の条例で定めると規定している。

また、A都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成〇年A市条例第〇号。以下「本件条例」という。）第〇条第〇項では、法第75条第1項に規定する「著しく利益を受ける者」つまり「受益者」について、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者をいうと規定している。本件では、審査請求人が自らを「受益者」ではないと主張していることから、法第75条第1項にいう都市計画事業によって著しく利益を受ける者に該当するか否かが論点となる。

また、審査請求人は、反論書及び口頭意見陳述において公共下水道を使用していない点において「受益者」とはいえないとのこと、さらに、処分庁が主張する受益の一つとして下水道が整備されることに伴う土地の資産価値の増加について、不確定なものであり所有者の受益を認められないと主張していることから、この点についても論点として取り上げる。

## (2) 審理員が認定した事実

ア 登記事項証明書によれば、審査請求人がA市B〇丁目〇番〇、同〇番〇及び同〇番〇（以下「本件土地」という。）の所有者であるという事実が認められる。

イ 令和5年A市告示第〇号（写し）によれば、処分庁は、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、供用及び下水の処理を開始する年月日、本件土地を含む区域を供用及び下水の処理をする区域とする旨等について告示をした事実及び関係図書を処分庁の事務所において縦覧に供した事実が認められる。

ウ 令和5年A市告示第〇号（写し）によれば、処分庁は、本件条例第〇条第〇項の規定により、令和5年度における本件土地を含むC処理区の賦課対象区域について告示をした事実及び関係図書を処分庁の事務所において縦覧に供した事実が認められる。

エ 「A市公共下水道事業受益者負担金について」及び下水道事業受益者申告書（写し）によれば、処分庁は、審査請求人に対して、申告書の内容の確認及び申告書の提出を依頼した事実が認められる。

オ 下水道事業受益者負担金決定通知書（写し）によれば、処分庁は、本件条例第〇条第〇項の規定により、本件土地に係る受益者負担金の額を定め、これを賦課する処分を行うとともに、同条第〇項の規定により、下水道事業受益者負担金決定通知書を審査請求人に送付した事実が認められる。

カ 「広島県告示第〇号（令和4年）」、「広島県告示第〇号（平成30年）」、「広島県

告示第〇号（平成27年）」、「広島県告示第〇号（平成24年）」、「広島県告示第〇号（平成21年）」及び「広島県告示第〇号（平成18年）」によれば、本件土地に係る下水道事業が法第4条第15項及び法第59条第1項に定める知事の認可を受けた都市計画事業であることが認められる。

(3) 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、(1)で記載したとおり、審査請求人が自らを該当していないと主張する「受益者」に該当するか否か、つまり、法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かである。

まず、本件関係法令の定めをみると、法第75条第1項では「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」と規定しており、本件条例第〇条第〇項では、法第75条第1項に規定する「著しく利益を受ける者」つまり「受益者」について、下水道事業により築造される「公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者」をいうと規定している。この点について、上記(2)で認定した事実当てはめると、本件土地に係る下水道事業が法第59条第1項及び法第75条第1項に規定する「都市計画事業」であることが認められ、また、本件土地は、本件条例第〇条の規定による賦課対象区域内の土地であり、本件下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存することから、当該土地を所有する審査請求人は、本件条例第〇条第〇項に規定する「受益者」に該当すると認められる。

次に、審査請求人が主張する公共下水道を使用していない点において「受益者」とはいえない点及び処分庁が主張する受益の一つとして下水道が整備されることに伴う土地の資産価値の増加については不確定なものであり所有者の受益を認められない点についてであるが、まず、法第59条第1項の文言や、受益の程度に応じて受益者に負担を求める受益者負担制度の趣旨、目的等に照らすと、ここでいう「利益」の種類や内容には特に限定はなく、都市計画事業によって土地の利用価値（効用）や資産価値の増加がもたらされることも、これに当たることは明らかであり、「著しく利益を受ける」かどうかの判断は、都市計画事業によってそうした利益を享受する者とそうでない一般市民との比較において社会通念により決せられるべきであると解されており（平成26年10月2日名古屋地方裁判所判決）、処分庁の弁明書において平成27年3月24日名古屋高等裁判所判決を引用して述べられているとおり、下水道事業により污水管等が設置されれば、周辺建築物等からの生活排水等の汚染が污水管を通じて排出される結果、環境衛生の増進が図られ、土地についても潜在的に資産価値の増加がみられ、このような利益は、当該排水区域内の土地の所有者等が、現に下水道事業により築造される公共下水道を利用するか否かにかかわらず、当該排水区域内の土地を所有し又は利用していることをもって等しく享受する利益

であるとされ、公共下水道に係る都市計画下水道事業については、公共下水道の設置は、排水区域内の土地における生活污水、し尿等を迅速、衛生的に排除処理することに伴い、当該土地の利用価値を高め、その資産価値の増加をもたらす等、当該土地の所有者又は使用者に対し、特別の利益を与えるものであるといえる。そしてこのような排水区域内の土地所有者等が受ける利益の実体は、当該土地の現実的利用の有無、利用の態様、内容あるいはそれに伴う公共下水道施設の現実の利用程度といった点とは直接に関係のない排水区域内に存在するが故に等しくもたらされる当該土地内に内在する利用価値の増大であり、さらに、利用価値の増大が直ちに現実の時価の上昇にそのまま反映するとは限らないにしても、究極的には利用価値の増大が土地の価格の上昇に結びついていくことは否定できないと考えられる（昭和62年7月16日札幌高等裁判所判決）。

したがって、本件土地の周辺に下水道が整備されれば、使用の如何を問わず、その資産価値は増加することになると認められ、よって本件土地の所有者が利益を受けることは明らかである。以上のことから、処分庁が行った受益者負担金の賦課決定処分は適法なものと考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

##### 1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年9月11日）

##### 2 第1回審議（令和8年3月10日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

##### 3 第2回審議（令和8年4月23日）

- (1) 行審法第81条第3項の規定により準用する同法第75条の規定により、上記2(2)のとおり決議を行った口頭意見陳述を実施した。そのなかで審査請求人は、以下のとおり主張した。

##### ア 受益の実態がないことについて

下水道工事が行われた後も浄化槽を使用し続けており、下水道には一度も接続していないから、法第75条の「著しく利益を受ける者」に当たらない。

「いつでも接続できる状態になった」という可能性だけでは、法が求める具体的・現実的な利益とはいえない。潜在的・抽象的な可能性をもって「著しく利益を受ける者」と認定することは、法第75条の文言と趣旨を逸脱している。

##### イ 「地価が上昇した」という前提の崩壊について

処分庁は「下水道整備により土地の資産価値が上がった。それが受益だ。」と主張しているが、国土交通省が公表する公示地価データによると、A市の地価の

平均は、バブル期の最高値であった1992年の a 円／㎡から、現在は約 b 円／㎡へと、30年以上かけて約44%も下落している。

「地価が上がった」という行政の主張は、公的データと矛盾している。

(2) 上記(1)を踏まえ、本件審査請求に係る審議を行った。

4 第3回審議（令和8年6月3日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法

第4条

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第59条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第1号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

(2) 下水道法

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、

その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠<sup>きよ</sup>その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

(3) 本件条例

第〇条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

第〇条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。

第〇条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条第1項の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同項の規定により告示された区域内のものの面積に次の表の負担区に応じた額を乗じて得た額とする。

A処理区第1負担区	1平方メートル当たり c円
C処理区第1負担区	1平方メートル当たり d円
C処理区第2負担区	1平方メートル当たり d円
C処理区第3負担区	1平方メートル当たり d円
C処理区第4負担区	1平方メートル当たり c円

第〇条 市長は、第〇条第〇項の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及び納期限等を受益者に通知しなければならない。

(4) A都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成〇年A市規則第〇号。以下「本件条例施行規則」という。）

第〇条 条例第〇条の規定による賦課対象区域の告示の日現在において、当該区域内に土地を所有する者は、市長が告示する日までに下水道事業受益者申告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、条

例第〇条第〇項ただし書に規定する地上権等を有する者があるときは、当該地上権等を有する者と連署して提出しなければならない。

第〇条 市長は、前条に規定する申告のないとき、又は申告の内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで受益者を認定することができる。

- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて「2理由」の項で検討する。

## 2 理由

### (1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 処分庁は、本件土地を含む区域について公共下水道の敷設工事を令和4年12月28日に完了した。

イ 処分庁は、下水道法第9条の規定に基づき、本件土地を含む区域に係る公共下水道の供用及び下水の処理の開始について令和5年3月17日付けの告示において公示し、本件条例第〇条第〇項の規定に基づき本件土地を含む区域を令和5年度賦課対象区域として令和5年4月3日付けの告示において公示した。

ウ 処分庁は、本件条例施行規則第〇条の規定を受け下水道事業受益者申告書等を審査請求人に送付した。

エ 審査請求人から下水道事業受益者申告書の提出がなかった。

オ 処分庁は、本件条例施行規則第〇条の規定により、令和5年7月1日に土地所有者である審査請求人を受益者と認定し、本件条例第〇条第〇項の規定により審査請求人に、本件土地の地積に負担金額を乗じて得た額を受益者負担金決定額とする下水道事業受益者負担金決定通知書を送付した（本件処分）。

カ 審査請求人は、令和5年10月2日付けで本件処分が違法であるとして、本件処分の取消しを求めて、審査請求を申し立てた。

### (2) 判断

ア 「著しく利益を受ける者」該当性について

本件審査請求の論点は、当事者の主張するとおり、審査請求人が法第75条第1項に規定する「著しく利益を受ける者」に該当するか否かであるから、その点について、以下のとおり検討する。

(ア) 判断枠組みについて

法第75条第1項は、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」旨規定している。同項の文言や、受益の程度に応じて受益者に負担を求める受益者負担制度の趣旨、目的等に照らすと、ここでいう「利益」の種類や内容には特に限定はなく、都市計画事業によって土地の利用価値（効用）や資産価値の増

加がもたらされることも、これに当たることは明らかであり、「著しく利益を受ける」かどうかの判断は、都市計画事業によってそうした利益を享受する者とそうではない一般市民との比較において社会通念により決せられるべきものというべきである（名古屋地裁平成26年10月2日判決）。

(イ) 本事案について

本件土地は、本件下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内にあり、本件下水道事業が施行されると、本件土地の北側の里道に污水管が設置され、これが本件土地の西側に敷設される污水管に接続されてC浄化センターまでつながり、同センターにおいて、汚水の浄化処理が行われることになるというのである。そうすると、本件土地は、本件下水道事業によって污水管に接続された場合の利用価値（効用）が高まり、資産価値も増加することになるのであるから、本件土地の所有者である審査請求人が本件下水道事業によって利益を受けることは明らかである。

また、本件土地は、市街化区域内にあり、本件土地の周辺には、児童養護施設、病院、住宅その他の建物も点在していることが認められるところ、本件下水道事業により污水管等が敷設されれば、これらの周辺建物等からの生活排水等の汚水が污水管を通じて下水道に排出される結果、環境衛生の増進が図られるとみられるから、このような地域的な公衆衛生の向上といった観点からも、本件下水道事業は、本件土地の価値を高め、その所有者である審査請求人に利益をもたらすものというべきである。

そして、本件下水道事業によってもたらされるこれらの利益は、本件下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内の土地の所有者又は使用者に専ら帰属するものであって、上記排水区域内の土地を所有又は使用しない一般市民が享受することができない性質のものであり、社会通念に照らして当該利益を享受する者に対して本件下水道事業の費用を一部負担させることが合理的であると認められる程度に特別なものといわざるを得ない。

(ウ) 下水道への接続の有無について

審査請求人はこの点につき、公共下水道が整備された後も浄化槽を使用しており下水道は使用していないことから、法第75条にいう利益を受けていない旨を主張する。しかし、上記(イ)のとおり、周辺建物等からの生活排水等の汚水が污水管を通じて下水道に排出される結果、地域的な公衆衛生の向上といった観点からも、本件下水道事業は、本件土地の価値を高め、その所有者である審査請求人に利益をもたらすものというべきであるから、自身が下水道に接続していないことをもって受益がないとする審査請求人の主張は採用することができない。

(エ) 地価公示について

審査請求人は国土交通省が公表する地価公示データを引用して地価が上昇していないことを主張する。しかし、上記(ア)のとおり、法第75条第1項でいう「利益」とは、「種類や内容には特に限定はなく、都市計画事業による土地の利用価値（効用）や資産価値の増加」を指し、また、上記(イ)のとおり、「地域的な公衆衛生の向上といった観点からも、土地の価値を高め、その所有者である審査請求人に利益をもたらすものというべきである」。さらに、土地の価格は、下水道事業以外の都市計画、周辺施設その他さまざまな社会経済状況によって変動すると考えられ、下水道事業による「利益」のみを要因として変動するものではないから、土地の価格のみをもって「受益」がないということではできない。よって、審査請求人の主張は採用することができない。

イ 上記のほか、一件記録を見分したところ、本件処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却すべきである。

よって第1のとおり答申する。

#### 広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	井	上	嘉	仁
委員	保	志	明	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。